

第5期横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画素案に係る 市民意見募集の実施結果について

本市では、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「第5期横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の策定に向け、市民意見募集を実施しました。この度、実施結果と提出された御意見への本市の考え方をまとめましたので公表します。市民の皆様から、貴重な御意見・御提案を賜りまして、誠にありがとうございました。

1 実施概要

(1) 実施期間

令和5年12月19日（火）～令和6年1月17日（水）

(2) 周知方法

ア 素案の配布（素案冊子 280部、リーフレット 2,321部）

市役所、区役所、中央図書館、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、生活支援センター等

イ 関係団体等への説明

区社会福祉協議会、生活支援センター所長会等

ウ 広報

市ウェブサイト

2 実施結果

(1) 意見総数

46件（8人・1団体）

(2) 提出方法の内訳

電子メール 3人・1団体

FAX 2人

郵送 3人

(3) 内容別意見数

計画全体に関すること	6件
「第1 ホームレスに関する現状」に関すること	6件
「第2 ホームレス自立支援の推進方策」に関すること	24件
「第3 ホームレス自立支援施策の推進体制」に関すること	4件
その他	6件
合計	46件

(4) 提出された意見への対応の考え方

(1) 御意見を踏まえ、原案に反映したもの	6件
(2) 御意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの	9件
(3) 今後の検討の参考とさせていただくもの	22件
(4) その他（質問・感想等）	9件
合計	46件

いただいた意見及び対応分類一覧

番号	意見	対応分類	対応の考え方
計画全体に関すること			
1	様々な観点から取組が掲げられています。ホームレス状態の方や生活が困窮している方の支援が充実するよう計画を推進して下さい。	②	計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。
2	ホームレスの数を減らしたいですね。	②	計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。
3	ホームレスの方々は怠けているといった誤解を受けやすいですが、事情があるのだと思いますし、路上生活は、寒さなど過酷な状況だと思われる、少しでも支援につながるよう取り組みを進めて下さい。	①	ホームレスに対する理解について、コラム②を追記しました。計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。
4	様々な箇所「脱却」という言葉が使用されていますが、脱却という言葉は悪いことから抜け出すというイメージで使われる言葉かと思えます。ホームレス＝悪いことという風に聞こえます。ホームレスという選択をせざるを得ない状況を作った社会や制度にそもそも問題があるのではないのでしょうか。何かもう少し違う言い方はできないのでしょうか。	④	ホームレス状態は、健康で文化的な最低限度の生活を送ることのできていない、支援が必要な状態と捉え、脱却という表現を用いています。
5	予算確保として クラウドファンディング トークンの発行	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
6	野宿者の「困難の中を生き抜く力を持ったもの」「自分を追い出した社会戻ることを自立と呼ぶのか」「自立支援というが、そもそも野宿者自立した存在である」という当事者の目線に立った支援策の策定が重要だと思われる。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
第1 ホームレスに関する現状に関すること			
7	P42 再び路上生活となることを防止するための自立支援 2行目「入所期間が満了となり退所してしまう人も少なくありません。…」について、次が何も決まっていない状態であってもただ期間が満了になったからということを出してしまうのでしょうか。柔軟に対応し、路上に行かざるを得ない状況にはならないように考えているのでしょうか。	④	入所期間中から、退所後の生活について一緒に考えて支援する自立相談支援事業を行っています。本人の意向や状況により、就労だけでなく、福祉施策等の利用についても支援しています。
8	P43 【寿福祉プラザ相談室における相談支援業務】 5行目「ホームレス化未然防止のための…」について、言葉だけ見ると本人がそう選択することが悪いことで、そうならないようにしようのよう聞こえてしまいました。ホームレスに至った経緯を考えると、制度や社会の様々な問題で路上という選択せざるを得ない方もいらっしゃいます。ホームレスという選択を再度せざるを得ない状態を作らないようなど何か違う言い方ができればと思います。	①	ホームレスに至る背景等についてより丁寧に説明するため、コラム②を追加しました。
9	P46 地域の生活環境の改善及び安全・安心の確保に取り組めます 1行目「結果としてその適正な利用が妨げられて…」について、適正な利用というのはどういうことでしょうか？そこにいるだけで誰かに迷惑かけているのでしょうか。路上生活されている方こそ、色々気にして特に営業時間中は迷惑にならないよう配慮して動いていらっしゃったりします。路上生活ではない方たちの方がゴミをその辺に捨てたりカートを不適切な場所に放置したりしているかと思いますが、そっちは問題なく、路上生活者ということだけで問題であり、排除していきたいということでしょうか。	④	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第11条を踏まえたものであり、ホームレスであることだけで問題にするものではありません。公共施設の適正な利用確保にあたっては、ホームレスの人権に配慮し、関係機関と連携しながらホームレス状態からの脱却支援に取り組めます。
10	P28の支援施設の運営への提案 もしも、支援施設で食費を必ず払って食事を提供してもらおうことになっているのなら、食費を払わずに食事を自分で用意する選択肢を準備することを計画に含めてください。施設から出て自立したら、食事は自身で用意が必要です。自力支援として、食費を払わずに食事を自分で用意する選択肢は大事だと思います。	②	自立支援施設は利用料も食費も無料です。就労中の一部の方には、食費を支給するなどの対応を行っています。
11	P47 (2)支援団体との連携 「年末年始期間の区役所兵長期間中や…」について、「閉庁」の誤りでしょうか？	①	閉庁の誤りです。修正しました。

【対応分類】

- ①意見が踏まえ、原案に反映するもの
- ②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
- ③今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④その他（質問・感想等）

番号	意見	対応分類	対応の考え方
12	野宿されている方にお話を伺うと、「自立支援センターである“はまかせ”の共同生活は耐えられないから入りたくない」、「生活保護を受けて簡易宿泊所に入るのは耐えられない」といった理由から、野宿を気丈にも選ばれていることがある。女性やLGBTQの野宿者もおられプライバシーが守れない共同住宅であるから自立支援センターが忌避されるのは本末転倒である。東京都では自立支援センターの個室化が遡上に上っていることから、横浜市でも自立支援センターの個室化を進めるべきと考える。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
第2 ホームレス自立支援の推進方策に関すること			
13	取組方針8について ”公園等公共施設の適正な利用”とは、ホームレス排除、ということですか？	④	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第11条を踏まえた内容です。公共施設の適正な利用確保にあたっては、ホームレスの人権に配慮し、関係機関と連携しながらホームレス状態からの脱却支援に取り組めます。
14	取組方針7について 内容がイメージしにくい。ホームレス状態の人自身の意向尊重の観点はありますか？	①	人権擁護への取組について記載した方針ですが、支援にあたっては、人権を尊重し、その意思を伺いながら行うことを計画の基本としています。支援のアプローチの例や、基本的な考え方などをより分かりやすくお示しするため、コラム②を追加しました。
15	取組方針9について タイトルは”～連携の強化”がよいと思います。取組方針8とも絡みますが、区役所生活支援課だけが担っている感の強い現状なので、区政推進課や地域振興課とのれんけい、警察や消防との連携の要は貴局援護担当が継続して行って欲しいし、外部への周知もさらにして欲しい。	①	ご意見の趣旨に沿うよう、取組方針9の記載内容について、表現を一部修正しました。
16	P54 再び路上生活となることを防止する支援 一つ目の○ 2行目 「入所期間が満了となり…」について、次が何も決まっていない状態であってもただ期間が満了になったからということを出してしまうのでしょうか。柔軟に対応し、路上に行かざるを得ない状況にはならないように考えているのでしょうか。	④	入所期間中から、退所後の生活について一緒に考えて支援する自立相談支援事業を行っています。本人の意向や状況により、就労だけでなく、福祉施策等の利用についても支援しています。
17	P56 ホームレス状態からの脱却支援による、公共施設の適正な利用確保 1行目/4行目 「公共施設の適正な利用が妨げられて…」について、適正な利用というのはどういうことでしょうか？そこにいるだけで誰かに迷惑かけているのでしょうか。路上生活されている方こそ、色々気にして特に営業時間中は迷惑にならないよう配慮して動いていらっしゃると思います。路上生活ではない方たちの方がゴミをその辺に捨てたりカートを不適切な場所に放置したりしているかと思いますが、そっちは問題なく、路上生活者ということだけで問題であり、排除していきたくということでしょうか。	④	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第11条を踏まえたものであり、ホームレスであることだけで問題にするものではありません。公共施設の適正な利用確保にあたっては、ホームレスの人権に配慮し、関係機関と連携しながらホームレス状態からの脱却支援に取り組めます。
18	P56 「小屋掛け等の物件の撤去指導等・・・に関する…」について、誰にも迷惑かけていないのに撤去指導させられる必要性を感じません。どう理由で撤去指導が入るのでしょうか。見ていて不愉快だからとかそういう理由でしょうか？	④	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第11条を踏まえたものです。撤去指導等を行わざるを得ない場合であっても、ホームレスの人権に配慮し、関係機関と連携しながらホームレス状態からの脱却支援に取り組めます。
19	(1) ホームレスの就業の機会の確保 現在は都市雑業（アルミ缶収集など）などで生計を立てている人が多いと思います。この現在している仕事を継続しながら、生活していける方法を検討することはできないでしょうか。例えば助成金を付けて現在の倍で買い取ることができれば、現在の生活をしながら、経済的に自立することも可能だと思いますが、いかがでしょうか。	③	ホームレス状態は支援が必要な状態と捉え、就業の機会の確保など経済的な自立支援にも取り組んでまいります。

【対応分類】

- ①意見が踏まえ、原案に反映するもの
- ②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
- ③今後の検討の参考とさせていただきますもの
- ④その他（質問・感想等）

番号	意見	対応分類	対応の考え方
20	(2) 安定した居住場所確保の支援 イ 新たな住宅セーフティネット制度の促進 野宿生活者には単身高齢者が多いです。また、人間関係の貧困も抱えており、連帯保証人や緊急連絡先もない状態です。このような状況で、公営住宅でも民間賃貸住宅でも借りることができるのでしょうか。寿にはアパートを探し続ける95歳の男性がいますが、1年以上も様々なところに相談に行っている探していますが、見つかる気配もありません。 高齢単身男性が活用できる「重層的なセーフティネット」とはどのようなものなのでしょうか、具体的に示して下さい。	④	横浜市では、住宅の確保にお困りの方への支援策として、市営住宅や民間賃貸住宅などの既存ストックを活用した重層的な住宅セーフティネットの充実を図ることとしています。その取り組みの一つとして、住まいの確保にお困りの方などからの相談を受ける「横浜市居住支援協議会」相談窓口において、情報提供・相談対応を行うとともに、連帯保証人や緊急連絡先が見つからない方などについては、「よこはま居住支援サポーター」として登録された居住支援法人等と連携し、円滑な入居促進に向けて取り組んでいます。
21	(3) 保健・医療の確保に向けた支援 野宿者の中には医療を必要としている人が少なからずいます。 この人たちが医療を必要とした時に、「自立支援施設と連携」しなくても、緊急的な対応で、生活保護の医療扶助単独給付や無料低額診療制度などを活用して、医療を保障するような制度を作ってください。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。なお、救急搬送時の生活保護適用や無料低額診療事業などの制度利用は自立支援施設連携を条件とはしていません。
22	(4) 個々の状況に応じたきめ細やかな支援 野宿とは究極の自立形態であり、困難の中を生き抜く力をもった者たちの物語であるという視点に立って、野宿という生き様を尊重するような支援策を検討してください。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
23	(4) 個々の状況に応じたきめ細やかな支援 国の調査では、4割の人が「今のままでいい」と現状でもなんとか暮らしているということを語っています。このような現状に即した支援策も検討をお願いします。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
24	(5) 「再び路上生活を防止する支援」について、第一義的には生活保護の活用と記載ください。困窮者対策の第一は生活保護だと思います。特に、全国調査でも平均年齢が63.6才となっており、長期に仕事で自立し続けることは困難かと思えます。	②	生活保護制度やそのほかの支援施策について、本人の意思を尊重しつつ、相談支援を行い、再び路上生活とならないように支援していきます。
25	(7) 人権擁護 野宿者は生活に困窮している地域住民であるという当たり前の認識をみんなが持てるように、公立の小中学校で、「ホームレスの人権について」の取り組みを行うようにお願いします。特に、支援団体等を招いての授業というのは意味があると思えます。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
26	(8) 誰もが安心してくらせるまちづくり 近隣住民の理解なくして、野宿者支援を推進していくことは不可能なので、学校教育等様々な公的資源と連携して、野宿者への理解を進めていく方法を検討してください。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
27	(9) 市民や民間団体との連携 支援団体との連携が具体性がありません。元居居住支援団体であり、野宿者と直接交流があり、本人の状況を良く把握している支援団体とどのような連携を行うのか、具体的な連携について、例示する必要があります。「民間団体等に対して協力を求め、連携に努めます」のみだと、協力だけを求められ、連携の具体性に欠けると思っています。	①	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。ホームレスに対する理解について、コラム②を追加しました。
28	P51 「アパートに住み、就職して自活したい」と希望する方には、施設への入居を無理に伝えず、アパートに住みながら生活保護を受けて就職活動する方向での支援をお願いします。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
29	P52 保健、医療の確保に向けた支援について、すでに対応していると思いますが、支援対象の方の状況が、うつ病や、発達障害などが疑われる時は、本人が希望すれば診察できるようにしてください。診察料は、本人の負担がゼロ円になるようにしてほしいです。自立する上で、大事な支援です。ホームレス状態の方の中には、何らかの病気や障害があるというニュースを見たことがあります。仕事やホームレス生活でうつ病になっている場合や、本人が気づいていない障害があるかもしれません。	③	本人の意思を尊重しつつ、自立支援施設や生活保護制度やそのほかの支援制度についての案内や情報提供など相談支援を行います。
30	現状の生活保護が現に扶養照会や水際作戦もあることから忌避されることを改善すべく、生活保護制度の健全な運営を明記し生活保護制度の改善を訴えていくべきと考える。	②	ホームレスの方への医療受診等の働きかけについて、コラム①を追加しました。

【対応分類】

- ①意見が踏まえ、原案に反映するもの
- ②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
- ③今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④その他（質問・感想等）

番号	意見	対応分類	対応の考え方
31	就職するために望む支援として、「住所を設定する必要があるのでアパートが必要」とするものが多いが、低家賃のアパートが少ないので、セーフティネット住宅の更なる促進、横浜市内で増えている空き家の積極的なアパート化、生活保護制度の他に積極的な家賃補助を独自に行うべきである。地方自治体は、地方自治法第1条の2第1項にて「地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定されているので、地方独自に総合行政を行い、ホームレス対策以外の他の政策を牽引して総動員し、総合的にホームレス政策の底上げを行うようにすべきと考える。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
32	(8) 誰もが安心してくらせるまちづくり 近隣住民の理解なくして、野宿者支援を推進していくことは不可能なので、学校教育等様々な公的資源と連携して、野宿者への理解を進めていく方法を検討してください。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
33	高齢者のホームレスに体に鞭打って働かせることは酷であるので、就労を前提とせずに住まいを提供する政策を実施すべきと考える。	③	取組方針(4)の記載の通り、個々の状況に応じて就労を前提としない支援にも努めてまいります。
34	住まいは権利である。住まいを失ってしまうのは、行政の失敗である。住まいをなくさない政策を総動員して行うべきである。賃金の底上げ、雇用の安定、住宅供給、所得の再分配機能による積極的な援助などを行うべきと考える。	②	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
35	自立支援センターの入所者アンケート結果から、「住居がなくても路上生活にはならず、ネットカフェ等を利用している人が多くいることが判明している」ことから、いわゆるネットカフェ難民が、個室のアパートに入れるように政策を構築する必要があると考える。	③	いただいたご意見の趣旨も踏まえて計画を推進してまいります。本人の意思を尊重しつつ、支援制度についての案内や情報提供など相談支援を行います。
36	取組方針9番に書いてある様に市民や民間団体と連携をよりできる様にする。	②	民間団体等との連携について、さらに促進していきます。
「第3 ホームレス自立支援施策の推進体制」に関すること			
37	中区役所「寿町対策係」の設置	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
38	中区役所「寿町対策係」の設置を求める者である！	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
39	中区役所に「寿町対策係」の設置を上したい。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
40	<神奈川県及び横浜市> また、神奈川県庁と”協力する！”ーとしたい。ー	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
その他			
41	横浜市がかつて実施してしまった不適切な対応と、今後は不適切な対応を実施しません、ということ計画に追記してください。不適切な対応を実施しないと記載がある方が今後の横浜市の対応に安心できるからです。 例えば、令和3年2月22日神奈川県で、ホームレス状態の女性が支援施設ではなく、アパートへの入居を希望した時、担当者が誤った説明をしまい、生活保護の申請を受け付けませんでした。このような過去の不適切な事例と、今後は不適切な対応を実施しません、ということ計画に追記してください。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
42	「ホームレス自立支援法」が一応あると言うが(時限立法など)、法律期間が過ぎたら終了するのか。横浜市としても「横浜市ホームレスの自立支援条例」として横浜市独自のホームレス自立支援条例を出すべきと思います。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
43	給付金等を受けやすくするためのためにホームレス登録制度があると良いのではないかと。	③	いただいたご意見の趣旨も踏まえて計画を推進してまいります。
44	ホームレスと言えば50・60代くらいの男性ばかりと見るが、中には100人に1人が2人くらい女性もいる。女性のホームレスへの対応もしっかりやってほしいとこれも考えることにする。また、ホームレスでも生活保護費支給金なども登録した区役所から出るようにしてほしい。	②	性別や性的少数者など、個別の状況に配慮した支援を行います。
45	「困窮SDGS」のうち 1 貧困をなくそう。とか 2 飢餓をなくそうとか書いてあるが「横浜市困窮SDGS推進条例」としてよりできる様にする。他17の項目があるが(一人すべて)できる様にする。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
46	寿センター(中区)を玉姫職安(台東区)並みにできるのか。	③	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの
- ②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの
- ③今後の検討の参考とさせていただきますもの
- ④その他(質問・感想等)